

報告2

病院の合併及び移転について

- ・病院の合併及び移転について . . . 1～2

病院の合併及び移転について

1 趣旨

県では、「病院の開設等に関する指導要綱」において、病院の開設等の許可を申請しようとする者は、許可申請に先立ち事前協議を行うことを原則としており、審査に当たっては、あらかじめ地域医療構想調整会議の意見を確認した上で、医療審議会へ報告しその意見を踏まえて決定することとしている。

ただし、同一の二次保健医療圏内において同一の者が開設する二以上の病院等を合併する場合であって、合併後の病院等の病床数が合併前のそれぞれの病院等の病床数を合計して得られた病床数の範囲内にあり、かつ、病床の種別の変更を伴わないときは、あらかじめ行う埼玉県医療審議会への報告を省略することができるとし、この場合は事前協議の結果について速やかに地域医療構想調整会議及び埼玉県医療審議会へ報告することとしている。

2 合併・移転する病院の概要

(1) 合併・移転しようとする病院

医療機関名	所沢明生病院
開設者	一般社団法人巨樹の会（代表理事 鶴崎 直邦）
開設年月日	平成元年1月24日（現法人による開設：平成23年12月1日）
所在地（二次保健医療圏）	所沢市山口5095（西部保健医療圏）
病床数	50床（一般病床50床）
備考	築32年。設立当初は200床の個人開設。その後病床を減らしつつ経営し、平成7年2月に医療法人化（医療法人新医療会）、平成23年に現法人が譲受した。平成27年に移転を含めた建築計画を策定し、土地等選定を進めてきた。平成30年に今回の土地を取得し、具体化した。今回狭山中央病院と合併して移転することを決定した。

医療機関名	狭山中央病院
開設者	一般社団法人巨樹の会（代表理事 鶴崎 直邦）
開設年月日	昭和59年4月7日（現法人による開設：令和元年6月1日）
所在地（二次保健医療圏）	狭山市富士見2-19-35（西部保健医療圏）
病床数	111床（一般病床85床、療養病床26床）
備考	築37年。前開設者である医療法人狭山中央病院の経営悪化により、自力での病院経営の立て直しと存続が困難な状況に陥ったことから、令和元年6月に現法人が譲受した。老朽化に伴い先に移転改築計画があった所沢明生病院と合併して移転することを決定した。

(2) 新たに開設しようとする病院

医療機関名	(仮称) 新所沢病院
開設者	一般社団法人巨樹の会 (代表理事 鶴崎 直邦)
開設年月日	令和5年4月1日
所在地 (二次保健医療圏)	所沢市美原町2丁目2934番3 (西部保健医療圏)
病床数	161床 (一般病床135床、療養病床26床)
備考	同一医療圏にある二つの病院(所沢明生病院及び狭山中央病院)を、施設老朽化、経営上の観点から合併させ、両病院の病床及び機能を新築する(仮称)新所沢病院に集約するもの。
地域医療構想調整会議	令和3年3月31日(水)